

戦後教育資料

VIII
3

8-3
3

教育刷新委員会
社会教育振興事業について

複字 3

VIII

-

3

一 国は、教育費の優先支出について考慮し、地方公共団体は、学校教育費とともに社会教育費を確率的に有する。

二、社会教育関係の立法を整理に要するとともに、これを裏づける予算的措置を講じ、国費、地方費の確保を以て、社会教育の物的並びに人的条件を整備する。

二、公民館（附）

四、学校（附）

学校は専断の許す限、自発的にその施設を活用し、教職員の手力を得て、当該地区内の住民に対し、教育上の進展を及ぼしその文化と教養の向上につとめること。

学校は、事業の許す限り、社会教育のためにその施設を開放すること。

高等及び高等学校は、公衆のための社会教育の講座を開校すること。

六、公共団体

地方公共団体は、社会教育の事業を行うことを主たる目的とし、民主的に構成された常設団体である社会教育団体として努めること。

ロ、社会教育団体は、町会又は社団法人とすること。

ハ、国及び地方公共団体は、社会教育団体の活動を助成奨励すること。

ニ、社会教育団体の財産又は寄附金等については、課税を免ずることと望まじし。

ホ、国及び地方公共団体は、その事業を社会教育団体に委託実施とせることができる。

ヘ、社会教育団体に対しては、氏名による監督以上の監督をすることが出来る。

ト、市町村の実情によつては、社会教育一般にわたる事業の実施に当るため、全住民の総意により社会教育を行う団体を設置することを適当とする。

イ、青少年社会教育の振興について

昭和二三、六、一三
第七六四 総会採決

青少年は、次の時代を担うにたうべきもので、その育成指導にたいし一層重大な関心を示すべきものと思はれるから、政府は左の諸点につき善処せられんよう要請する。

一、青少年の教育につき官民各機関の相互連絡を一層強にし、青少年教育指導者の養成、青少年教育施設の拡充に努めること。

二、新制高等学校は、全日制及び定時制を合せてなお中学校の全卒業生を收容するに足らず又通信教育生にもその定員に制限がある。この現状にかんがみ未だ高等学校を設置せられていない町会の小学校、中学校又は公民館に十五才位より二十才前後の青少年の補充的教科書とし、定時の青年講座又は社会学校青年部編を開設し

VIII

—

3